

## 歩きたばこ 市内全域で禁止 生駒市、県内初の条例案 過料2万円の禁止区域も指定

朝日新聞 2017年3月4日

市内全域で歩きたばこを禁止する県内初の条例案を、生駒市が7日開会の3月定例議会に提出する。罰則はなく、立ち止まっての喫煙を条件付きで認めるが、それも禁止して違反者に2万円の過料を科す「禁止区域」とする場所も後で定める。可決されると、10月に施行される。

「歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例」。道路や公園、駅前など市内の公共の場所での歩きたばこを禁止する。立ち止まっての喫煙は、人の通行を妨げない▽人に煙を吸わせない▽吸い殻入れを使う——という条件付きで可能だ。

禁止区域は施行後1年をめどに指定する。駅や学校周辺を想定し、自治会や商店街など地域の住民と話し合っ決めて。区域内では職員が巡回し、違反者には勧告や命令を出す。従わない場合、2万円の過料を科す。一方、喫煙できる場所や時間帯の指定もできるようにする。

過料の額は、市の「まちをきれいにする条例」の吸い殻のポイ捨て違反と同じ。ただ、これまでに徴収した例はないという。

県によると、路上喫煙防止の条例は、県内では奈良市、大和郡山市、王寺町にもあるが、いずれも歩きたばこを含め「しないように努める」と規定。生駒市条例案は「歩きたばこをしてはならない」と明記する。奈良市は、過料1千円の禁止区域を大宮通りや三条通りの一部に設定している。

歩きたばこを市内全域で禁止する条例は、大阪府吹田市や兵庫県芦屋市などにもある。生駒市環境保全課の担当者は「やる以上はしっかり取り組み、快適な生活環境を確保したい」と話す。

(筒井次郎)